

<意見書（医師記入）>

横浜市標準様式<保育所等用>

意 見 書（医師記入）

(園名)

殿

入所児童氏名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

| | |
|--|-----------------------------|
| | 水痘（水ぼうそう） |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| | 咽頭結膜熱（プール熱）※ |
| | 流行性角結膜炎 |
| | 百日咳 |
| | 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） |
| | 急性出血性結膜炎 |
| | 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） |
| | 麻しん（はしか）※ |
| | 風しん |
| | 結核 |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することができます。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所等に提出して下さい。

医師が意見書を記入する感染症の概要

| 感染症名 | 感染しやすい期間（※） | 登園のめやす |
|---------------------------------|--------------------------------------|---|
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現 1～2 日前から 痂皮（かさぶた）形成まで | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 発症 3 日前から耳下腺 腫脹後 4 日 | 耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹 が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になってい ること |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現 した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失 した後 2 日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出 現した数日間 | 結膜炎の症状が消失している こと |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後 3 週間を経過する まで | 特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤 による 5 日間の治療が終了して いること |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等) | — | 医師により感染のおそれがな いと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、 トイレでの排泄習慣が確立し ていてる 5 歳以上の小児につい ては出席停止の必要はなく、また、 5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が 検出されなければ登園可能で ある。) |
| 急性出血性結膜炎 | — | 医師により感染の恐れがない と認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（ 髄膜炎菌性髄膜炎） | — | 医師により感染の恐れがない と認められていること |
| 麻しん（はしか） | 発症 1 日前から発しん出現 後の 4 日後まで | 解熱後 3 日を経過してい ること |
| 風しん | 発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい | 発しんが消失してい ること |
| 結核 | — | 医師により感染の恐れがない と認められていること |

*感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。